

静岡市「たてもものまるごと省エネ化」促進事業補助金制度 スタート！

平成 21 年 12 月 22 日

静岡市では、平成 21 年 12 月 22 日（火）より、平成 23 年度末まで、市内における地球温暖化対策を促進するため、市内の住宅用建築物への省エネ型給湯機器などの設置並びにそれ以外の建築物への太陽光発電施設及びLED照明の設置に対して補助金を交付する「たてもものまるごと省エネ化」促進事業補助金を実施します。

この制度では、施工する業者の皆様、販売業者の皆様による代理申請が可能ですので、その概要を皆様にお知らせします。

1 事業目的等

- ・この補助金は、静岡市内の建築物に、省エネルギー・新エネルギー設備を導入することにより、地球温暖化の一因である二酸化炭素の削減を図ることを目的として実施します。
- ・この補助金は、国の緊急経済対策の一環として、平成 21 年度から平成 23 年度末までの「3 年間でいう事業」です。
※現在のところ、平成 24 年度以降この補助金を継続する予定はありません。

2 補助対象者

(1) 住宅用建築物（一般市民向け）

市内に居住し、その居住に係る住宅用建築物に「補助対象機器」を導入する者

(2) 住宅用建築物以外の建築物（事業者等向け）

市内の住宅用建築物以外の建築物に、「補助対象機器」を導入する者

◎国の補助金（エコキュート、エコジョーズ等）との併用はできません。

3 補助対象機器・補助金額

- ・以下の補助対象機器のうち、「2 種類以上」を導入する必要があります。
※1 種類のみでの設置では対象となりません。
- ・複層ガラスは「住宅用建築物の新築・購入」の際には対象となりません。
- ・補助金額は、「基準単価×導入数量」と「補助対象経費の 3 分の 1」を比較してどちらか安い方になります。
- ・住宅用建築物（一般市民向け）の「LED 照明」「複層ガラス」、住宅用建築

物以外の建築物（事業者等向け）の「太陽光発電施設」「LED 照明」については、補助限度額が設定されています。補助限度額以上は交付されませんのでご注意ください。

- ・抽選への応募申込、申請などの単位は「1 建築物につき 1 申請」となります。

<補助対象機器・基準単価一覧>

区分	補助対象機器	基準単価	補助対象経費	補助限度額
住宅用建築物（一般市民向け）	自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	1 基当たり 6 万 5 千円	機械器具費、本工事費及び付帯工事費	—
	潜熱回収型給湯器（エコジョーズ・エコフィール）	1 基当たり 3 万 5 千円		—
	ガスエンジンコージェネレーション（エコウイル）	1 基当たり 13 万円		—
	燃料電池コージェネレーション（エネファーム）	1 基当たり 150 万円		—
	太陽熱利用温水器	1 基当たり 4 万 5 千円		—
	太陽熱高度利用システム	1 基当たり 10 万円		—
	LED 照明 ※ 1 箇所以上導入	1 箇所当たり 1 万 5 千円		10 万円
	複層ガラス ※ 2 枚以上導入 ※ 住宅用建築物を新築又は購入する場合を除く	1 枚当たり 1 万 5 千円		15 万円
住宅用建築物以外の建築物（事業者等向け）	太陽光発電施設	1 kW 当たり 20 万円	機械器具費、本工事費及び付帯工事費	100 万円
	LED 照明 ※ 5 箇所以上導入	1 箇所当たり 1 万 7 千円		20 万円

※LED照明は、光源のみの交換は不可。必ず、照明器具とともに設置してください。

4 実施期間等（平成 21 年度）

(1) 抽選応募期間

平成 21 年 12 月 22 日（火）～平成 22 年 1 月 12 日（火）

(2) 抽選実施日（予定）

平成 22 年 1 月 15 日（金）

(3) 応募対象期間（着工予定日から完了予定日まで）

平成 22 年 2 月 1 日（月）～平成 22 年 2 月 28 日（日）

◎着工から完了までの期間に制限があります。（応募対象期間内に着工・完了する場合に補助金を受けることができます。）

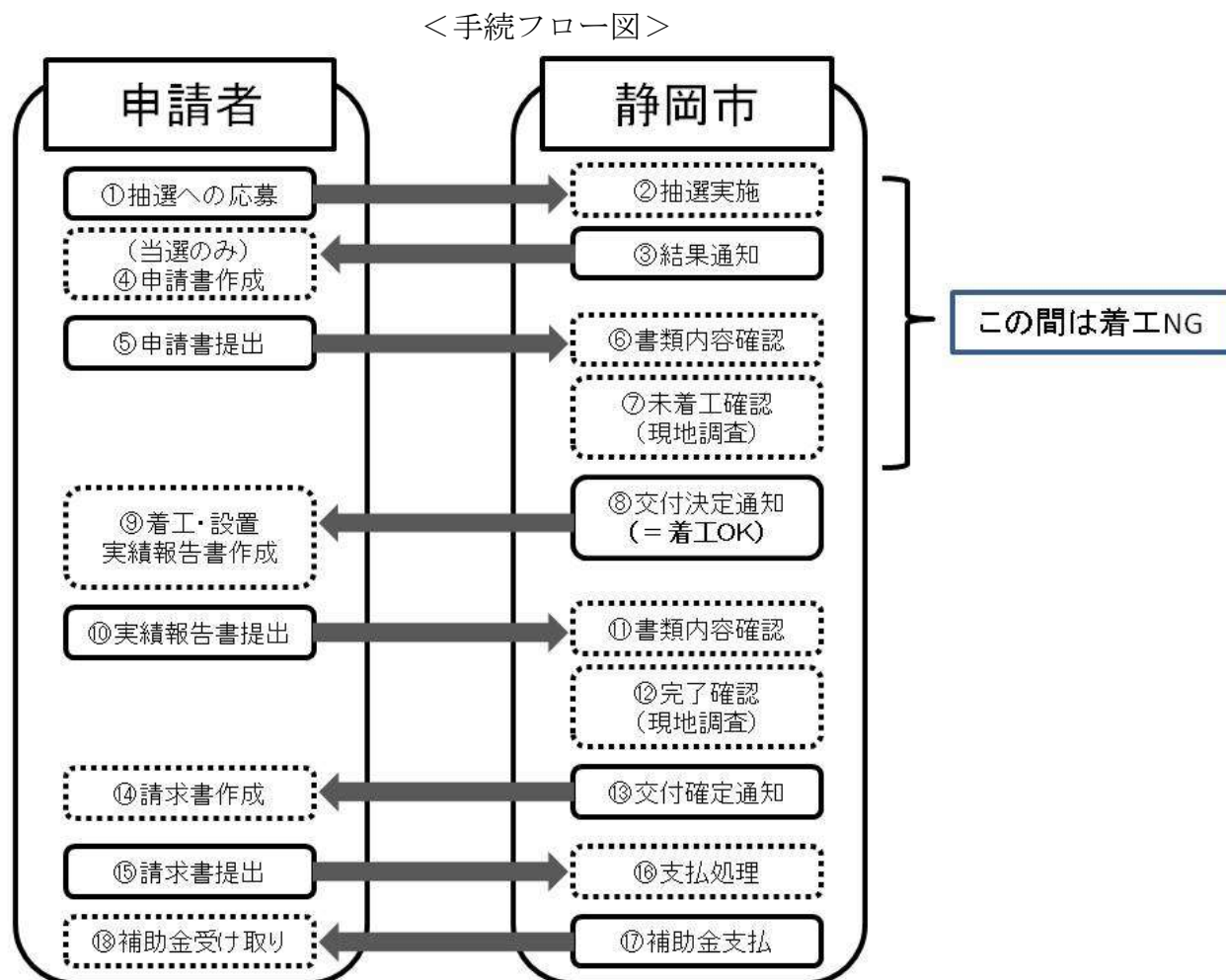
<参考>

平成 22 年度・平成 23 年度の全体予定

	平成 22 年度 1 期 平成 23 年度 1 期	平成 22 年度 2 期 平成 23 年度 2 期	平成 22 年度 3 期 平成 23 年度 3 期
①抽選応募期間	4 月 1 日～4 月中 旬	6 月中旬～7 月上 旬	10 月中旬～11 月 上旬
②抽選実施	4 月中旬～下旬	7 月上旬～中旬	11 月上旬～中旬
③応募対象期間 （着工予定～完了 予定）	5 月中旬～7 月下 旬	8 月上旬～11 月下 旬	12 月上旬～2 月下 旬

5 手続きの流れ

- この補助金の手続きは下記の流れで行います。



6 手順詳細（抽選申込～補助金支払まで）※ポイントのみ

①抽選への応募

- この補助金は、一般市民向け・事業者等向けともに抽選で交付対象者を決定します。
- 公平性・機会の均等性の担保の観点から、平成22年度、平成23年度は「1年間を3期（4ヵ月ごと）に区切り、抽選を行います。」
- 抽選応募期間は「4 実施期間等」をご確認ください。
- この補助金を受ける場合は、「応募対象期間（着工予定～完了予定）内に着工・完了してください。」応募対象期間の前に着工することはできません。
- 事業の詳細、補助金交付要綱、抽選への応募に係る書類の様式などは、静

岡市環境総務課ホームページで公開していますので必ずご確認ください。

- ・抽選応募時には、「導入予定の補助対象機器の仕様」「導入に要する経費」が確認できる書類（製品カタログの写し、見積書の写しなど）が必要となります。

②抽選実施

- ・応募申込者を対象に抽選を実施します。「最初に当選した者から順に応募申込金額を合算していき、予算の枠に達した時点で残った者は落選」となります。（それぞれの補助対象機器に枠を設定するのではなく、応募申込金額を基準として予算の範囲内で補助金を交付します。）
- ・抽選に漏れた方についても、「次の期までに着工しなければ」再度応募することができます。
- ・特に公益性が高いと市長が認める建築物については、優先的に当選としますのでご了承ください。

③結果通知

- ・当選、落選の結果は応募者全員に対して通知します。

⑦未着工確認（現地調査）

- ・「応募対象期間まで着工しないこと」が条件のため、交付申請書の提出があった後、市職員が未着工であることの確認（現地調査）に伺います。

⑧交付決定通知

- ・⑥、⑦にて問題がなかった場合、「当選の際の金額」を交付決定いたします。この交付決定を受けた後、工事着工が可能となります。（交付決定通知を受ける前の着工は一切認められませんのでご注意ください。）

⑨着工・設置

- ・各期の対象期間内に、着工から設置完了までを行ってください。
- ・着工・設置完了は、補助対象機器の着工・設置完了までです。

⑫完了確認（現地調査）

- ・申請された内容どおりに設置されているか、市職員が確認（現地調査）に伺います。

⑰補助金支払

- ・補助金は「申請者」に対して支払われます。
- ・年度内に支払処理を終了する必要があるため、年度末の期に今回の補助金の交付確定通知を受けた申請者は、できるだけ早く請求書を提出してください。

※全体を通じて

- ・抽選への応募申込書、交付申請書、実績報告書については「手続代行者」を立てることができます。
- ・補助金の請求書については、「申請者」ご本人に提出していただきます。

7 問合せ先・ホームページ

静岡市 環境総務課

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所静岡庁舎 本館1階

TEL：054-221-1077

ホームページアドレス

<http://www.city.shizuoka.jp/deps/kankyousoumu/index.html>